



暮らし

ごみ・し尿 **問** 【ごみ袋、ごみ収集関係】環境対策課・各支所市民窓口課 【し尿収集に関すること】環境センター
【ごみ減量化、補助金関係】本庁環境整備課・各支所市民窓口課

▶ ごみ袋、ごみ収集関係

飯塚市では、ごみを7種類に分け収集しています。
「可燃ごみ」「不燃ごみ」「空かん空びん」「粗大ごみ」は指定袋または指定シールによる有料収集となります。

ごみの分別区分や、出し方は次ページ

「**ごみの分け方・出し方**」のとおりです。

詳しくは、**家庭ごみの分け方・出し方の冊子**をご覧ください。**収集日は**、お住まいの地区により異なりますので、**ごみ収集カレンダー**をご覧ください。

「古紙古布」「資源プラ」「有害ごみ」は**拠点収納ボックス**で収集しています。排出日や排出場所にご注意ください。

家庭ごみの分け方・出し方

ごみの分け方・出し方を詳しく説明した小冊子です。

本庁環境整備課、市民課、各支所市民窓口課で随時配布をしています。

また、市ホームページでもご覧いただけます。

ごみ収集カレンダー

お住まいの地区毎に、年間のごみ出し日をカレンダーにしたものです。

毎年3月に全世帯に配布しますが、本庁環境整備課、市民課、各支所市民窓口課で随時配布をしています。

また、市ホームページでもご覧いただけます。

拠点収納ボックス

リサイクル資源が、雨や風などの影響を受けないよう、各自治会、地区公民館、市役所本庁・各支所、一部交流センターに市が設置した物置です。

拠点収納ボックスの中には「ペットボトル」「白色トレ」「蛍光管(直管)」「蛍光管(丸管その他)」「乾電池／水銀体温計」の入れ物があります。

「古紙古布」はそれぞれの区分毎に十字にしばって、物置の床に置いてください。

拠点収納ボックスの開閉日は、それぞれの自治会、地区公民館で決められています。

市で収集できないもの

家電リサイクル法対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機など)や、パソコン、ボタン電池など、市では収集を行えない物があります。

詳しくは、「家庭ごみの分け方・出し方」の冊子をご覧ください。か、環境対策課(クリーンセンター)までお問い合わせください。

次ページに続く

暮らし

(以下は広告スペースです)

廃車買取
廃車手続きもサービスで行います
お見積りはお電話で!
0948-65-2468
創業 昭和48年 車のリサイクル & レッカー
野上商会
桂川町九郎丸707(200号線沿い)
自動車リサイクル法 解体業許可取得

製紙原料問屋 産業廃棄物処分業
ダンボール・雑誌、その他紙類(シュレッダー含む)回収いたします。廃品回収(指定場所回収)いたします。
株式会社 **かん環**
弊社は環境にやさしい事業に取り組んでいます
お電話ください!!
TEL 0948-72-3898
福岡県飯塚市大分227
働く仲間大募集!

ごみの分け方・出し方



※転入や転居で、ごみを出す場所がわからない場合は、環境対策課(☎22-7272・FAX22-8191)までお問い合わせください。

家庭用指定袋及び指定シール

種類(袋色)	大きさ(容量)	金額(10枚、税込)
可燃ごみ (黄色)	大(45ℓ)	550円
	中(30ℓ)	330円
	小(15ℓ)	165円
不燃ごみ (緑色)	大(45ℓ)	550円
	中(30ℓ)	330円
	小(15ℓ)	165円
空かん空びん (水色)	大(45ℓ)	550円
	中(30ℓ)	330円
	小(15ℓ)	165円
粗大ごみ (指定シール)	1枚275円 重量、形状により、1枚、2枚または4枚貼付	

※事業所用は別になります。

し尿収集関係

収集体制と収集日

収集区域を決めて、直営と市内収集許可業者で定期的な収集を行っています。

収集手数料(1か月分:消費税込)

▶ 普通便槽

世帯人数×590円

【計算式】(世帯人数×税抜537円)×1.1(消費税)

▶ 無臭便槽

世帯人数×590円+506円

【計算式】{(世帯人数×税抜537円)+税抜460円}×1.1(消費税)

▶ 簡易水洗

18ℓにつき253円

【計算式】{230円(18ℓにつき)×汲取りした量}×1.1(消費税)

・収集手数料は便槽の種類や同じ便槽を月2回以上汲取る場合などで異なります。

・手数料納入は便利な口座振替をご利用ください。

・転入・転出・転居や世帯員数に増減が生じたときはお住いの地域を担当している業者等にご連絡ください。

業者等が不明な場合は下記にお問い合わせください。

※飯塚市環境センター ☎22-6363・FAX22-6630

(以下は広告スペースです)

お見積り無料!
片付け代行
遺品整理
粗大ゴミから大型家具
家電まで低価格で片付けます。

電話・LINE でお気軽にお問い合わせください。

総合リユース モノプラン

年中無休:8:00~22:00
080-5022-5420

HPはこちら
田川郡福智町赤池 367-33
古物商許可
福岡県公安委員会 第903092410005号

公式 LINE

ちょっと待って! 捨てるなんてもったいない!!!
お売りください。 **見積無料** 高価買取いたします!

金・フランク+ 製品

家具・家電・衣料品・ブランド・バッグ
財布・時計・アクセサリー・雑貨・ギフト

お酒 飲まないお酒 自宅で眠っているお酒
お売り下さい!!!

総合リサイクルショップ ●各種クレジットご利用いただけます。
レインボーファクトリー
毎週水曜日 / 定休日

飯塚店 買い取り専用ダイヤル 大型駐車場完備

0120-264-565

■買取時間/10:00~18:00 ■営業時間/10:00~19:00
〒820-0053 福岡県飯塚市伊岐須 642-1 TEL&FAX.0948-26-4565

出張買取予約受付中 **完全予約制** 古物商許可番号 34428 号

一製紙・原料問屋一
(王子製紙大分工場直納)

(有) 森山紙業

子供会・事務所・家庭

持込み大歓迎!
お気軽にお電話下さい

22-2333(代)
FAX 22-4194
飯塚市菰田西3-16-53

▶ ごみ減量化、補助金関係

飯塚市では、ごみ減量、リサイクルの推進、地域環境衛生の向上を目的に、個人や、地域で取られる次の事業に対し補助金制度を設けています。

補助の対象となる要件などもありますので、不明な点はお尋ねください。

資源回収団体奨励補助(環境整備課)

▶ 申請できる人

資源回収団体として、市に認定登録した団体

▶ 補助金の対象

資源回収団体が回収する「新聞紙」「ダンボール」「雑誌類」「古布」「空かん」「空びん」「お菓子類等のかん」

▶ 申請期間

資源回収を実施した日の翌月から6か月以内です。

▶ 補助金額

- ・「新聞紙」「ダンボール」「雑誌類」「古布」
回収量1kgあたり8円
- ・「空かん」「空びん」「お菓子類等のかん」
回収量1kgあたり5円

注1) 資源回収団体の認定登録には、事前手続きが必要です。

▶ 連絡先／市役所環境整備課環境衛生係 ☎22-5502(直通)

ごみネット等購入費補助金(環境整備課)

▶ 申請できる人

ごみ集積所を2世帯以上で共同利用する市民(自治会及び隣組含む)

▶ 補助金の対象

ごみネット等購入費(ごみネットを固定する支柱・チェーン等の付属品を含む)

▶ 補助金額

購入費(消費税を含む)の3分の2
(100円未満切り捨て・上限額は1箇所につき3,000円)

注1) 事業者は申請できません。

注2) 同一箇所でも再交付を受ける場合は、前回交付を受けた日から3年を経過していないと申請できません。

注3) 補助金の交付申請は、ごみネット等を購入した日から起算して90日以内でないと申請できません。

注4) 新たなごみ集積所を設置する場合は、事前に環境対策課へご相談ください。

▶ 連絡先／市役所環境整備課環境推進係 ☎96-8508(直通)

ごみ集積器具設置費補助(環境対策課)

▶ 申請できる人

ごみ集積器具を設置しようとする一般家庭

▶ 補助金の対象

おおむね5世帯以上で共同で利用するごみ集積器具の購入費または製作に要した資材費

▶ 申請期間

ごみ集積器具設置前の事前申請となります。

▶ 補助金額

本体購入(製作)費の2/3

ただし、1基につき45,000円が上限金額です。

注1) ごみ集積器具購入(製作)に伴う消費税や、設置に要する費用などは補助の対象となりません。

注2) ごみ集積器具購入(製作)前に申請をしてください。

購入(製作)後に申請された場合、補助金が出ません。

注3) 事業者は、利用できません。

ペット他

問 本庁環境整備課・各支所市民窓口課

▶ 犬を飼うときは

犬の登録(手数料3,000円)

生後91日以上飼育する犬は、登録(生涯1回)が必要です。登録時に交付される鑑札は首輪等に付けましょう。また、飼い主が変わった場合や、飼育犬が亡くなった場合にも登録の変更が必要です。市役所に届出てください。

犬の死亡届については、下記2次元バーコードからも提出可能です。



狂犬病予防注射(手数料550円+注射代)

生後91日以上飼育する犬は、狂犬病予防注射を毎年1回受けなければなりません。

飯塚市では、毎月4月に地区公民館などで集合注射を行っています。また各動物病院でも個別に予防注射が受けられますので、いずれかをご利用ください。狂犬病注射済票は首輪等に付けましょう。

※飼い主は咬傷事故については嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所への届出が必要です。

- ・福岡県の条例により、犬を放すことは禁止されています。散歩の際には必ずリードをつけ、犬のとなりの行動に対応できるよう、リードは短めに持ちましょう。
- ・福岡県の条例により、ふんの放置は禁止されています。散歩の際にはふんを拾う袋などを持ち歩き、必ず家で処理をしましょう。
- ・動物にかけられる手間、時間、空間には限りがあります。きちんと管理できる数を超えないようにしましょう。また、生まれる命に責任が持てないのであれば、飼い主の方の責任で不妊去勢手術などの繁殖制限を行いましょう。

▶ 猫のえさやりについて

野良猫にえさを与えていると、えさを求めて猫が集まり、糞や尿、鳴き声などで周囲の方に迷惑をかけることがあります。また、飼い主のいない不幸な猫を増やしてしまうことにも繋がります。えさを与えるならば、責任を持って、不妊去勢手術の実施、糞尿の清掃(トイレの管理)、食べ残しの片付けを必ず行いましょう。あな

次ページに続く

たが、えさを与えている猫が周辺住民に被害を与えてしまった場合、その責任を問われる可能性があります。

◆連絡先／市役所環境整備課環境衛生係：

☎22-5502(直通)

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所保健衛生課：

☎21-4973

◆その他

蜂の巣の駆除について

私有地にある蜂の巣の駆除は個人での対応をお願いしております。特定業者のあっせんなどはしておりませんので、駆除を依頼される方は、インターネットやタウンページなどから専門業者にご連絡ください。

スズメバチ駆除費補助金

◆補助対象となる巣

市内にある、現にスズメバチが活動している巣で、次のいずれかに該当すること。

- (1) 居住用の建物又は敷地内にあるもの。
- (2) おおむね10メートル以内に複数の者が日常的に立ち入る場所があり、不特定の者にスズメバチの危害が及ぶと判断されるもの。

◆補助対象者

巣がある建物・土地の所有者、管理者、使用者など

◆補助金交付要件

次の要件を満たすこと。

- (1) 駆除業者に依頼して駆除していること。
- (2) 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に滞納がないこと。
- (3) 駆除した日の属する年度の3月末日までに必要書類とともに申請すること。

◆補助金額

駆除費(消費税及び地方消費税を除く)の2分の1(100円未満切り捨て、上限額は5,000円)

注) スズメバチ以外の巣や公共用地、事業用地内にある巣は対象になりません。

(以下は広告スペースです)

街のお助けサービス

当社にお任せください

蜂の駆除

見積無料 即日対応 再発保障

※1 繁忙期はハチ駆除の依頼予約が多くなる為、お早めにお問い合わせ下さい。
※2 駆除後に再び同じハチが巣を作り始めた場合は無料で駆除します。
種類の違うハチの場合は対象外になります。

鍵のトラブル

鍵開け・鍵交換・鍵修理・鍵抜き

様々な事に対応します

株式会社 EIGHTサービス

TEL 070-1945-8400

飯塚市片島 3-12-22

市営住宅

問 本庁住宅課・各支所経済建設課

入居申込み資格

市営住宅の入居を希望される人は、次の(1)～(9)の条件すべてを満たしていなければ、申込みことはできません。

- (1) **入居名義人は、飯塚市内に住所または勤務場所を有する人**
- (2) **入居名義人は、現に同居または同居しようとする親族がある人**
※単身で入居を希望される方は、一定の条件があります。
- (3) **申込みの日において、同居しようとする親族の所得を合算し、諸控除後の入居収入基準額が次の金額であること。**

	入居収入基準額	
	一般世帯の場合	高齢者・障がい者世帯等の場合(裁量階層世帯)
公営住宅	(月額) 158,000円以下	(月額) 214,000円以下
改良住宅	(月額) 114,000円以下	(月額) 139,000円以下

- (4) **市町村税(市町村民税・軽自動車税・固定資産税)を滞納していないこと。**
- (5) **現在、住宅に困っている人**
原則として、持家のある人及び公営住宅(県営、市営、町営など)の入居名義のある人は、申込みできません。
- (6) **犬・猫などのペット類を飼育しない人及び共同生活を円満にできる人**
※入居時にペット類を飼育しない旨の誓約書を提出していただきます。
- (7) **過去において市営住宅に入居していた人については、不正な使用などをしたことがないこと。(無断退去、住宅使用料滞納など)**
- (8) **単身で入居しようとする方は、身元引受人が原則必要です。**
- (9) **入居しようとする人全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第6号に規定する暴力団員でないこと。**

申込方法・入居決定

市営住宅については、年4回(5月、8月、11月、2月)定期公募を行います。

公開抽選会により入居予定者を決定し、入居資格本審査後に入居許可を行います。

また、年間を通じて先着方式の随時公募を行っています。

※詳細は、市役所住宅課・各支所経済建設課までお問い合わせください。

上水道・下水道・浄化槽など

問 【上水道、公共下水道の全業務】穂波庁舎2F企業局(上下水道お客様センター)

※水道料金納付書再発行と開・閉栓、口座振替申込については、本庁市民課でもお手続きできます。

上水道

水道に関する届出

次のような場合は、事前届出が必要です。

- ①引越してきたとき
- ②引越しをするとき
- ③長期間、水道を使用しないとき
- ④使用者の名義が変わるとき
- ⑤水道を廃止するとき(建物を壊すなど)

※電話またはインターネット(④を除く)でも届出することができます。

水道料金(1か月分:消費税込<税率10%>)

用途・口径		基本料金		従量料金 (1㎡につき)			
一般用	13mm	5㎡まで	1,210円	11～20㎡ 170.5円	21～50㎡ 214.5円	51～100㎡ 264円	101㎡以上 291.5円
		10㎡まで	1,353円				
	20mm	5㎡まで	1,826円				
		10㎡まで	1,969円				
	25mm	5㎡まで	2,332円				
		10㎡まで	2,475円				

水道メーターの検針

2か月に1度、月初旬までに水道メーターの検針に伺います。水道メーターの検針がスムーズに行えるよう次のことに注意してご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・犬は放し飼いにしないで、メーターボックスから離れたところにつないでください。

上下水道料金の支払い

上下水道料金は、口座振替または金融機関・コンビニ・スマホ決済・上下水道お客様センターで納付してください。

水道管の漏水などの修理について

上水道のメーターボックスから宅内までの給水管の漏水などの修理については、各家庭の負担となります。修理は、指定工事店または修繕センターにご連絡ください。なお、宅内の漏水箇所が不明な場合や指定工事店を知りたい場合は、上下水道お客様センターにご連絡ください。

また、道路などで水漏れを見つけたときは、下記までお知らせください。

※上下水道お客様センター ☎96-8616(直通)

※修繕センター ☎22-4949

(以下は広告スペースです)

大至急

最速20分到着!!





水漏れ



井戸ポンプ



つまり 給湯器

安心低料金
(税込)

排水管・排水口・パイプつまり

1,500円~

蛇口水漏れ
トイレ水タンク

1,000円~

トイレ・つまり・あふれ

2,000円~

トイレ
井戸ポンプ
給湯器

飯塚水道メンテナンス

飯塚市全域

飯塚市片山2丁目 24-8

緊急連絡先 ☎

0120-148-444

年中無休
お見積り無料

アイコー水道メンテナンス
本部/久留米市野中町 1-37
代表 堤 友春



下水道

飯塚市の汚水処理のしくみ

飯塚市では、整備計画に基づいて処理区域を拡大していますが、多額の費用を要するため、浄化槽整備事業、農業集落排水事業等と連携し、地域毎に最も適した整備を進めます。

公共下水道 《使用料(1か月分):消費税込(税率10%)》

用途	基本料金	従量料金(1㎡につき)			
一般用	10㎡まで 1,384.9円	11～20㎡ 170.5円	21㎡～50㎡ 227.7円	51㎡～100㎡ 312.4円	101㎡以上 334.4円

下水道に関する届出

ボーリングなどにより井戸水を新たに公共下水道へ流す場合は届出が必要です。

また、次のような場合にも、届け出てください。

- ①井戸水を公共下水道に流している世帯の人へ
 - ・世帯人数が増減するとき
 - ・井戸水の使用を中止・開始するとき
- ②テナントを管理する人へ
 - ・テナントの使用者(業種)を変更するとき
 ⇒ 多量の油や薬品類(飲食店、美容院、クリーニング店など)を流すときは、下水道の損傷やつまりを防ぐために、除害施設の設置が必要です。

受益者負担金制度

公共下水道事業には長い年月と多額の費用がかかり、サービスを受けられるのは整備された地域に限られます。このため、公共下水道により利益を受ける皆さんに建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図る制度が受益者負担金制度です。

受益者負担金の額

292円(対象となる土地1㎡あたり)

公共下水道への接続工事

供用が開始されたら台所、風呂、トイレなどから出る汚水を公共下水道に流す排水設備工事を3年以内に行うことが法律で義務付けられています。なお、費用は自己負担です。

排水設備の新設、増設、改造、撤去をするときは「飯塚市指定排水設備工事店」に申し込んでください。

※指定された工事店以外は工事ができませんのでご注意ください。

公共下水道接続の助成

くみ取り便所または浄化槽を改造し、公共下水道へ接続する工事をする場合、次の制度を準備しています。制度利用には要件がありますので、詳細については、工事着工前に下水道課にお問い合わせください。

①水洗化工事資金融資あっせん・利子補給制度

下水道へ接続するための排水設備工事費用の融資あっせんと利子補給を行います。(金融機関の審査があります)

②水洗便所等改造費補助金制度

浄化槽またはくみ取り便所を廃止し、公共下水道に接続した場合、10万円の補助金が受けられます。

浄化槽・地域汚水処理施設・農業集落排水

浄化槽整備事業

浄化槽設置費補助金

公共下水道事業計画区域外、地域汚水処理施設事業地域外及び農業集落排水事業地域外で個人が自宅に浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。なお、単独浄化槽やくみ取り便槽から転換を行う場合は補助金に加算があります。また、工事資金の融資あっせんと利子補給制度による助成も行っていますので、詳細については、下水道課へお問い合わせください。

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。微生物が活動しやすい環境を保つため、保守点検、清掃、法定検査を定期的に行ってください。

	区分	補助の上限額
設置の場合	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
転換の場合	単独浄化槽の処分費	120,000円
	くみ取り便槽の処分費	90,000円
	単独浄化槽の配管設置工事費	300,000円
	くみ取り便槽の配管設置工事費	300,000円

※補助金の額は変更になることがあり、補助の対象となる要件な

どもありますので、不明な点は企業局下水道課へお問い合わせください。

注)年度途中であっても、予算額に達したときは、その時点で受付を締切ります。

地域汚水処理施設事業

公共下水道事業計画区域外の大規模住宅団地では、地域汚水処理施設を設置しています。

使用料金(1か月分):消費税込(税率10%)

●うぐいす台団地汚水処理施設(筑穂地区)

〔基本料金〕1,100円+水道使用量1㎡につき121円

●中央東団地汚水処理施設(額田地区)

〔基本料金〕1,100円+水道使用量1㎡につき165円

農業集落排水事業

使用料金(1か月分):消費税込(税率10%)

●内野地区農業集落排水処理施設(筑穂地区)

〔個人〕1世帯1,100円+1人につき1,100円

〔事業所〕基本料金…1,100円+水道使用量1㎡につき121円

◆～ひとりで悩んでいませんか？～

飯塚市消費生活センターでは、消費生活全般や多重債務に関する相談・苦情を受付け、解決に向けた助言や役立つ情報を提供したり、事業者と消費者の間に入って交渉のお手伝い(あっせん)を行っています。

契約した商品やサービスについて、お困りやお悩みのときは、気軽にご相談ください。相談員がともに考え、解決するためのお手伝いをします。相談は無料で、秘密は厳守されます。

また、相談内容によっては、他の適切な機関をご紹介しますことがあります。

相談事例

- 借金に追われ生活ができない・取立てが厳しい
- 無料携帯サイトで、高額利用料を請求された
- 身に覚えのない請求書が届いたが、支払う必要はあるのか
- 突然家に来た販売員に物を買わされた
- インターネットで購入した商品が届かない

○飯塚市消費生活センター

吉原町6-1 あいタウン2階 ☎22-0857

月曜～金曜≪土日・祝日は休≫

午前9時～午後4時30分【電話・来所】

土日・祝日は消費者ホットライン^{いやや}188(局番なし)をご利用ください。

土日・祝日に開設している地方公共団体等が設置している消費生活相談窓口をご案内します。

困ったときは一人で悩まずに「消費者ホットライン」188にご相談ください。

^{いやや}188泣き寝入り!と覚えてね

火葬・改葬

問 【死亡届届出関係】

本庁市民課・各支所市民窓口課

【火葬場(斎場)】

【改葬】本庁環境整備課・各支所市民窓口課

◆火葬場(斎場)

火葬場(斎場) 使用料(市内居住者)

➤飯塚市斎場 ☎22-0288

大 人 ⇒ 21,000円

小 人 ⇒ 10,500円

死産児 ⇒ 5,000円

その他 ⇒ 2,000円

➤筑穂園 ☎72-3312

大 人 ⇒ 10,000円

小人及び死産児 ⇒ 5,000円

その他 ⇒ 2,000円

◆改葬

改葬(遺体・遺骨の移転)

飯塚市内の墓地、霊園、納骨堂に埋葬・納骨されている遺体・遺骨をほかの墓地、霊園、納骨堂に移す際は、市の「改葬許可」が必要です。本庁環境整備課または各支所市民窓口課で事前に許可申請を行ってください。

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

☎188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

